

資産運用立国の実現に向けた提言

令和5年11月

東京都

「資産運用立国」の実現に向けた提言

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、こうした都の取組と軌を一にするものである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。また、投資家とスタートアップ等の成長企業の繋ぎ手として、資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能を一層強化していくことも重要である。

そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。このため、別紙の事項を提言する。

1 国内資金を成長分野への投資にシフトする

(1) 国内機関投資家のアクティブ運用を促進

ア アクティブ運用を加速するための枠組みを構築する

- ① 過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、公的年金のアクティブ運用を一層進めること。
- ② 機関投資家から新興資産運用業者（EM）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。

イ 社会課題の解決に向けた投資を加速

- ① インパクトファンドや、再生可能エネルギー設備等を投資対象とするインフラファンドに投資を行った機関投資家等に対して、税制上の優遇措置を講じること。
- ② 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。

ウ Web3で世界をけん引する企業等への投資を促進

- ① ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する観点から、他社が発行した暗号資産を法人が継続的に保有する場合、期末時価評価課税の対象外とすること。
- ② 世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。

(2) 家計金融資産による投資を拡大

ア 金融リテラシーの向上

- ① 国が設立予定の「金融経済教育推進機構（仮称）」を中心として、学校や職域等における各年代を対象とした金融経済教育を

充実させること。その際、担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。

- ② 同機構において、退職金等のまとまった資金を受け取る機会の前に、資産運用に関する講座を提供すること。

イ 長期投資を促進するための仕組みを創設

- ① 2024年から導入される新しいNISAの活用が進むよう、制度等の一層の周知を行うとともに、金融機関の変更手続をデジタル化する等、更なる利便性向上を図ること。
- ② 被相続人のNISA口座内の資産について、相続人のNISA口座へ年間投資上限額の別枠（但し、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。
- ③ 退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままでの受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

ウ 個人がスタートアップ等の成長分野に少額投資できる機会を一層拡大

- ① 投資信託等を活用し、個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。非上場株式等の流動性の低い有価証券の評価基準を明確化し、組入を促進すること。また、排出権等、組入可能な投資対象を拡大すること。
- ② 上場ベンチャーファンドについて、現在、週単位、月単位で求められている開示基準を四半期に緩和する等、上場銘柄の増加に向けた基準の見直しを行うこと。また、同ファンド等に投資した個人に対して税制上の優遇措置を講じること。
- ③ ブロックチェーン技術を活用した新たな資産への投資環境を整備するため、地方自治体によるデジタル証券の発行が可能となるよう、法整備を行うこと。

2 海外からの成長資金を呼び込む

(1) 国内金融市場のグローバル対応を推進

ア 国内企業の英文 I R 情報開示を一層推進

- ① プライム市場における英文 I R 情報開示の義務化を速やかに実現すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。
- ② 国内企業の英文 I R 情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁が開発した A I 翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、利用企業の対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。
- ③ 都と F i n C i t y . T o k y o が進める英文 I R 情報開示支援事業 (D i s c l o s u r e G) の取組を全国で展開すること。

イ 海外企業による国内証券取引所への上場を推進

- ① 海外企業の日本での上場を促進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。

(2) 海外の資産運用業者を通じた投資を促進

ア 海外資産運用業者等の参入促進等に向けた税制、規制緩和

- ① 国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレイヤーの参入を促進するため、法人税や所得税等の軽減を一層推進すること。
- ② 海外当局から許認可等を受けている海外の資産運用業者等が、国内で投資運用業務を行う場合、本国のコンプライアンス部門が日本法人の同部門を兼務すること等を前提に、国内の弁護士等への外部委託を認めること。
- ③ 海外の機関投資家が、都内で創設されたファンド（投資法人、

契約型投資信託、投資事業有限責任組合等)に投資した場合、租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず、海外への配当等に対する源泉徴収を行わないこと。

イ 魅力的なビジネス・生活環境の整備

- ① 東京開業ワンストップセンターにおける定款認証、法人設立登記、入国管理、雇用保険、労働保険、健康保険・厚生年金保険等の手続きについて、法令等を改正し、英語による記載・申請を可能とすること。
- ② 外国企業の法人預金口座開設の円滑化に向けて、英語対応可能な窓口の設置等、適切な措置を講じるよう、金融機関に対する働きかけを行うこと。
- ③ インターナショナルスクールの充実等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。
- ④ スタートアップへの投資・育成を行う外国人投資家が、日本に長期滞在できるよう、新たな在留資格を創設すること。
- ⑤ 海外のパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。
- ⑥ 高度金融人材の配偶者が、日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークで就労できるよう、在留資格を緩和すること。

3 資産運用人材を育成し、インベストメントチェーンを高度化する

(1) 資産運用業等の創業を促進

- ① 金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させること。
- ② 投資運用業者が運用に専念できるよう、ミドル・バック業務を専門に行うプラットフォームとなる「ファンド・マネジメント・カンパニー」の登録制度を構築すること。
- ③ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中

小企業信用保険法施行令等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。

(2) 資産運用業の成長を支援

- ① EMが、自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるよう、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体からEMに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。
- ② 適格投資家向け投資運用業における運用財産総額の上限（200億円）規制について、上限額の引上げや上限額の算定から含み益を除外する等の緩和措置を講じること。
- ③ 資産運用業者の事務負担軽減のため、適格投資家（プロ）向けの私募投資信託の基準価額について、投資信託協会への毎日の報告義務を見直すこと。

(3) 金融エコシステムを支える人材を育成

- ① サステナブルファイナンスや金融工学等を学べる教育機会を拡充する等、金融プロフェッショナル人材の育成に取り組むこと。
- ② 金融庁で創設を予定しているコンソーシアムにおける多様な関係者の議論も踏まえ、インパクト投資の活性化に向けたデータ整備や人材育成等の取組を進めること。

以上